

《建築工事、解体工事等をされる皆さまへ》

道水路境界標保全の手続きのお願い

道路・水路などに設置している川崎市の境界標（コンクリート杭・プレート・鋸など「以下 境界標」）は、官民境界を示す重要なものです。

工事等により、境界標を損壊、移動もしくは撤去した場合には、道路管理上支障が生じるだけでなく、工事施工者と住民とのトラブルの原因となり、また、**工事施工者が刑法第262条の2（境界の損壊等）で罰則規定があります。**（保全手続きは不要ですが、民境界標についても、同様の取扱いとなりますので御注意ください）

境界標を一時撤去する工事または、境界標が動いてしまう可能性がある工事（以下工事）を実施する場合には、境界標の保全手続きを中原区役所道路公園センターで行ってください。

境界標保全の手続きについては、「川崎市境界標保全要綱」を川崎市ホームページで御確認ください。

また、道水路台帳平面図と現地が異なる場合（距離や境界標の種類等）は、中原区役所道路公園センターにお問い合わせください。

～境界標保全手続きの流れ～

1. 道水路台帳平面図写しの取得

※道水路台帳平面図に、タスキ距離がない箇所の境界標保全については、事前に中原区役所道路公園センター財産管理係に相談してください。

※必要に応じて、座標値交付の申請をしてください。（座標値のない場合があります。）

2. 境界標保全調査図の作成（現地の調査）

道水路台帳平面図の保全対象となる境界標の境界標点間距離（道水路台帳距離）と、現地の実測距離を比較した境界標保全調査図を作成します。

そのため、保全対象境界標より対面及びその1点先まで測量して下さい（P4参照）

3. 境界標調査報告書の提出

境界標調査報告書（第1号様式）を記入のうえ、次の書類を添付して、区役所道路公園センター財産管理係に提出又は電子申請してください。

- 添付資料
- （1）案内図
 - （2）道水路台帳平面図
 - （3）境界標保全調査図（別紙参照）
 - （4）公図写し（土地所有者記載のもの）
 - ※インターネットにより取得したもので可
 - （5）その他関連資料
 - 土地調書等（土地所有者が多い場合）

4. 関係土地所有者の立会い

工事前に、保全対象の境界標に關係する關係土地所有者から境界標の保全行為について同意書に記名押印を得てください。(第5号様式)

※原則、境界が動く前に(工事施工前)、接している方から同意書を得てください。



5. 境界標の支給

工事に伴い、境界標の種類が変わる場合または、境界標が劣化している場合については、境界標調査報告書を提出した中原区役所道路公園センターで、境界標の支給を受けてください。その際には、原則、上記4で取得した関係土地所有者の全員の境界標保全同意書(第5号様式)を確認した上で、支給いたします。

6. 境界標のマーキング及び再設置(再埋設)及び保全検測図の作成

コンクリート杭については、再設置前に必要な範囲を赤くマーキングした後に、工事前に調査した境界標と同位置に再設置してください。

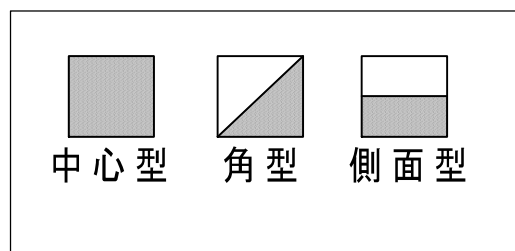
※プレート、鋸、刻みについては、マーキングは不要です。

コンクリート杭のマーキング範囲

中心杭：杭の表面全体に赤色を塗る

角型：境界標を示す角を三角に赤色を塗る

側面型：境界標を示す側面の半分を赤色を塗る



また、境界標の再設置後に、保全対象杭に接する境界標との点間距離等を測量し、保全検測図を作成します(P5参照)。

7. 境界標保全・マーキング完了報告書の提出

境界標保全・マーキング報告書(第3号様式)を記入のうえ、下記の書類を添付して、中原区役所道路公園センター財産管理係に提出してください。

- 添付資料 (1) 境界標保全同意書 (第5号様式)
(2) 保全検測図 (P5参照)
(3) その他関連資料

8. 検査

境界標の保全行為の検査を行うため、中原区役所道路公園センター財産管理係と検査日の日程調整をして下さい。

検査は、保全検測図を基に、現地で計測を行います。

また、検査にあたり、測量機器を御用意ください。

境界標保全調査図及び保全検測図の記載事項について

○共通事項

- 1 様式はなく、任意で記載してください。
- 2 境界標点間距離の記載について
 - ・ 道水路台帳図距離、確定座標展開距離、保全対象に関係のある現地の点間距離を記載してください。
 - ・ 座標値を用いる場合は、全桁数を用いて計算した結果を、小数点以下四位を四捨五入し小数点第三位を記載してください。
 - ・ 点間距離については、小数点以下4桁目を切り捨て、小数点以下3桁としてください。
 - ・ 凡例を記載してください。
(例 上段：現地距離、中段：確定座標展開距離、下段：台帳図距離)
- 3 点名称の記載について
「川崎市測量業務成果作成要領 第4版」 P1～4を御参照下さい。
- 4 境界標の種類記載について
境界標の表示方法については、「道水路等の引継に伴う測量成果の作製基準」の境界標表示一覧表を御参照下さい。
- 5 座標リストの記載について
座標値を用いた測量を行った場合は、座標値のリストを記載してください。
- 6 道水路台帳平面図の図郭番号
川崎市HP ガイドマップかわさき の 認定路線網図 を参照していただき図郭番号を記載して下さい。例として武蔵小杉駅ですと ” 中原13” です。

○境界標保全調査図

- ・ 保全行為前に境界標の種類及び保全対象杭に関係のある境界標点間距離

○保全検測図

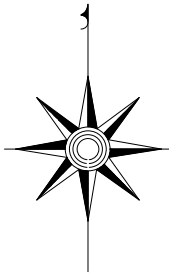
- ・ 保全行為後の境界標の種類及び保全対象杭に関係のある境界標点間距離
(境界標の種類の変更があった場合は、わかるよう記載下さい)

※
これまでの
境界点・多角点網図、確定図、新旧対照図、現地調査図を
1枚化した図面（重ね合わせた図面）が、境界標保全調査図及び
保全検測図です

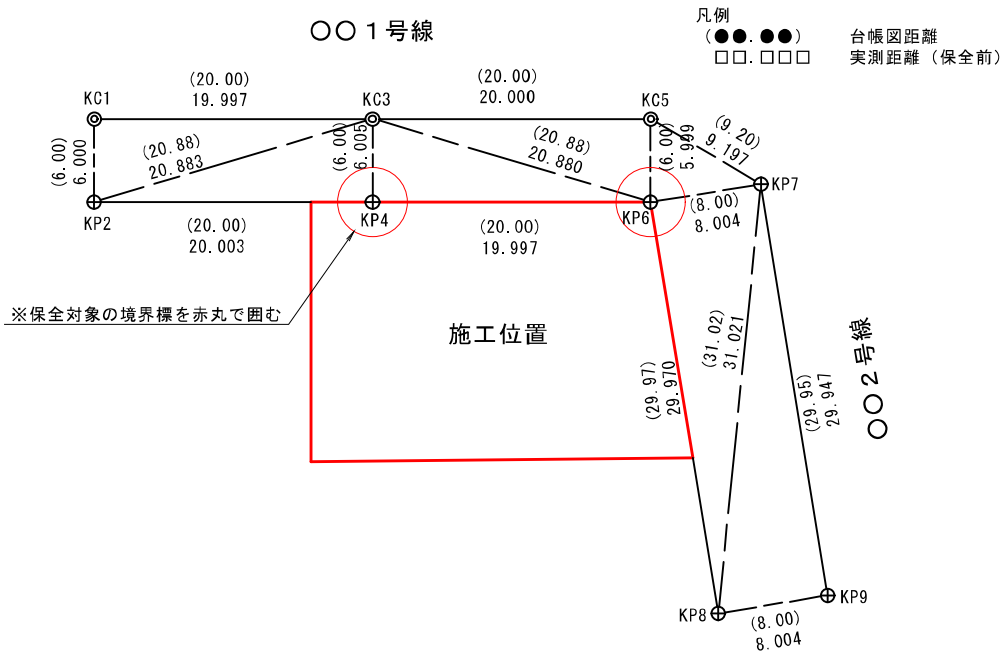
【記載例】

※原則 1/500又は1/250

境界標保全調査図 S=1/500



※保全対象境界標の施工位置側の一点先及びその対面の点間距離を記載



座標リスト

点名	X座標	Y座標
KC1	503.842	544.287
KP2	497.841	544.292
KC3	503.844	524.290
KP4	497.838	524.288
KP5	503.837	504.276
KP6	497.838	504.292
KP7	499.128	496.392
KP8	468.259	499.462
KP9	469.572	491.566

任意座標系

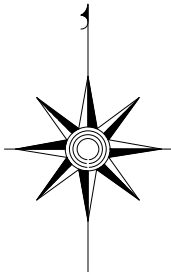
凡例

表記	名称	例
◎	市中心杭	KC○○
⊕	市プレート	KP○○

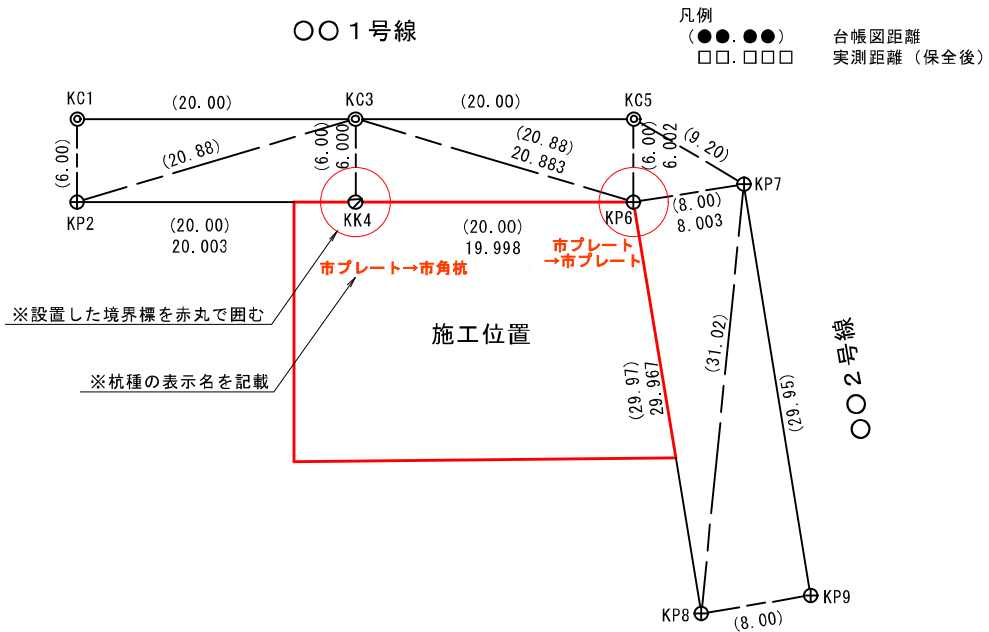
【記載例】

※原則 1/500又は1/250

保全検測図 S=1/500



※保全対象境界標に関連する境界標との点間距離を記載



凡例

表記	名称	例
◎	市中心杭	KC〇〇
⊕	市プレート	KP〇〇
⊙	市角杭	KK〇〇

境界標調査報告書

(宛先)

(工事発注者) 住所 _____
 氏名 _____
 担当者 _____
 連絡先 _____

境界標保全要綱第5条の規定により、現地調査・踏査を行いましたので報告します。

工 事 名			
路 線 名			
境界標 保全箇所	1工区 川崎市 区	番地先	
	2工区 川崎市 区	番地先	
	3工区 川崎市 区	番地先	
	4工区 川崎市 区	番地先	
	5工区 川崎市 区	番地先	
工 事 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで		
施 工 業 者	名 称		
	担 当 者		連 絡 先
測 量 業 者	名 称		
	担 当 者		連 絡 先
添 付 図 書	1 案内図 2 川崎市道水路台帳平面図写し 3 境界標保全調査図・踏査図 4 公図写し(土地所有者を記載) 5 その他 ※ 添付図書については施工位置を赤線で表示すること。		
備 考			

※境界標保全箇所は、対象境界標地先の地番を記載すること。

整理番号	
------	--

令和 年 月 日

境界標保全・マーキング完了報告書

(宛先)

(工事発注者) 住 所 _____
 氏 名 _____
 担当者 _____
 連絡先 _____

境界標保全要綱第 1 1 条の規定により、境界標の保全及びマーキングが完了しましたので報告します。

工 事 名			
境界標 保全箇所	1工区 川崎市 区	番地先	
	2工区 川崎市 区	番地先	
	3工区 川崎市 区	番地先	
	4工区 川崎市 区	番地先	
	5工区 川崎市 区	番地先	
添 付 図 書	1 境界標保全同意書	2 保全検測図	
	3 その他関連資料		
完了検査日	令和 年 月 日	確認者	
備 考			
		整理番号	

境界標保全同意書

令和 年 月 日

(宛先)

工事に伴い、

私の所有する次の土地と道路・河川・水路・堤とう敷・その他の境界標の位置について、

(工事発注者) と

境界標を確認しましたので、工事に伴い、境界標を保全することに同意します。

※境界標の保全とは、境界標を一時撤去せず同位置に保つこと又は、一時撤去し同位置に設置することです。なお、境界標の再設置にあたり、境界標の種類及び、設置向きが変わることがあります。

確認日	土地の所在		所有者		
	町名	地番	住所	氏名	印
令和 年 月 日					
令和 年 月 日					
令和 年 月 日					
令和 年 月 日					
令和 年 月 日					
令和 年 月 日					
令和 年 月 日					

川崎市測量業務成果作成要領

(第5版)

令和5年4月1日 改正

川崎市建設緑政局
道路河川管理部管理課

共通事項

(1) 用紙サイズ

A 4 縦型または A 3 横型とする。ただし、A 3 横型に納まらない場合は A 3 横型で道路の交差点部分で分割しないようにして複数枚で作成する。その際は、分割位置が確認できるように任意の縮尺で作成した全体図を図面右上に記載し、該当図面を太線で表示する。

(注) 道路の交差点部部員では分割しない。

(2) 図枠

各図面の図枠は、原則不要とする。

(3) 図面タイトル

タイトルは、図面右上に原則記載する。

(4) 方位及び縮尺

ア 方位

記載する。

イ 縮尺

1/250 又は 1/500 を標準として記載する。

(5) 文字サイズ及びフォント

各図面の文字高(印刷結果)は 2.0mm 以上を原則とする。また、図形が複雑な部分は、拡大図・文字の引き出し等の処理を行ない、文字が読みやすいように記載する。また、文字のフォントはゴシック体とし、袋文字等の飾り文字を使用しない。

(6) 数値のまるめ

座標値の計算は使用する計算機が備える全桁数を用いて行い、小数点以下 4 桁を四捨五入し小数点以下 3 桁とする。方向角、距離及び面積等の計算は小数点以下 3 桁の座標値を用いて行う。

計算結果の表示単位等は、表-1 のとおりとする。

	方向角	距離	座標値	面積
単 位	秒	m	m	m ²
位	1	0.001	0.001	0.000001

表-1 表示単位表一覧

※ 方向角は表示桁数の次の桁において四捨五入とし、距離及び面積は表示桁数の次の桁以下を切り捨てる。

(7) 数値の記載桁数

各図面数値の記載桁数は小数点以下 3 桁とする。

ただし、記載桁数を小数点以下2桁で作成する図面については、道水路台帳平面図の点間距離に修正が生じた箇所を小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下2桁とする。

(8) 点名称

ア 基準点

(ア) 公共座標の場合

- ・既知点は、川崎市建設緑政局道路河川管理部管理課が管理する点名をそのまま使用する。
- ・新点の4級基準点と基準点(公共)は、現場ごとに「T4F1」から連番とし、新点の補助基準点は、基準となった点名の後ろに「A、B、C・・・」と付ける。

(イ) 任意座標の場合

現場ごとに「T4N1」から連番とする。

イ 境界点

表-2のとおり、①(種別) + ②(所有者) + ③(杭種類)を順番に選び、その後に現場ごとに1番から付番をする。なお、基準点名と境界点名は半角英数大文字とする。

①		②			③	
記号	種別	記号	所有者	表示	記号	杭種類
K	川崎市建設緑政局 道路境界標	A	財政局資産運用課	◎管	C	中心型
		B	上下水道局(水道部)	◎水	S	側面型
M	川崎市建設緑政局 以外の境界標	C	建設緑政局(緑政部)	◎環	K	角型
		D	経済労働局	◎経	P	プレート
G	現況点 (道路構造物や ブロック塀等)	E	教育委員会	◎教	B	鋸
		F	港湾局	◎港	Y	計算点
		G	都市計画関係標杭	◎計	Z	図上点
A	行政界に関する 境界標	H	まちづくり局・市住宅	◎築	M	きざみ
		K	国土交通省	◎建	X	杭(仮杭)
		L	神奈川県	◎県		
		M	横浜市	◎横		
		N	東京都	◎都		
		O	稲城市	◎稲		
		P	町田市	◎町		
		Q	多摩市	◎多		
		R	東・中日本高速道路	◎公		
		S	首都高速道路	◎首		
		T	都市再生機構	◎住		
		U	JR各社	◎JR		
		V	京浜急行	◎京		
		W	東京急行	◎東		
		X	小田急	◎小		
		Y	京王電鉄	◎王		
		Z	臨海鉄道	◎臨		

表-2 境界点名の種別一覧

(例)

- K C12 (川崎市建設緑政局道路境界標・中心型・12番)
- K K125 (川崎市建設緑政局道路境界標・角型・125番)
- K B126 (川崎市建設緑政局道路境界標・鋸 鋸 ・126番)
- MEP16 (川崎市教育委員会境界標・プレート・16番)
- M S35 (民境界標・側面型・35番)
- G 25 (現況点 ・ ・25番)
- A C22 (行政界標・中心型・22番)

道水路等の引継に伴う測量成果の作製基準

1 趣 旨

この基準は、開発行為等により道路・水路及び調整池等（以下「道水路等」という。）の改廃が行われ、新たに築造された道水路等の管理引継ぎを行う場合に、施行者が提出する測量成果の作製基準を定めるものである。

2 適用範囲

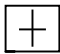
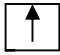

- (1) 開発行為
- (2) 土地区画整理事業
- (3) 土地改良事業
- (4) その他の引継ぎ道水路等

3 道路台帳平面図等の作製基準

- (1) 成果の提出 …… 次の成果（正副2部A4判）を作製・提出すること。
 - ア 表 紙 …… 測量成果綴り（様式-1）（案内図及び使用した測地系等も明示する。）
 - イ 承 諾 書 …… 開発行為等で築造された道水路等と民有地との境界承諾書（専用の用紙（様式-2）に、**一筆毎に土地所有者の記名の上、朱肉で捺印**のこと。）
 - ウ 土地所有者調査書 …… 開発行為等事業区域及び隣接地（取付影響地等）の土地所有者等を記入したもの。
 - エ 調査素図 …… 最新の公図に土地所有者調査書の所有者名を記入したもの。
 - オ 多角点・境界点網図
 - カ 確定図（mm止め）
 - キ 幅員図
 - ク 修正箇所図 …… 道水路台帳平面図から変更となった箇所を朱書きし、境界標を別表（表-3）のとおり色塗りすること。
 - ケ 道水路台帳補正図
 - コ その他協議により提出を求められたもの
- (2) 測量成果の作製について
 - ア 座標系は国土交通省告示（平成14年1月10日9号）第IX系による川崎市公共基準点により測量する。ただし、特に市長が認めるものについては、任意の座標系によることができるものとする。
 - イ 基準点は、国土地理院設置の三角点及び本市設置の公共基準点又は多角点を用いる。
 - ウ 平面図の縮尺は500分の1とする。
 - エ 現地測量の測量範囲は、道水路等敷地内とする。
 - オ 現地測量で測定を要するもの及び記載事項
 - (ア) 道水路等の境界標及び境界線
境界標表示一覧表（表-1、-2）
 - (イ) 道水路等の主要な附属物及び占用物件
 - (ウ) 道水路等と効用を兼ねる他の工作物

エ 境界標の種類

(ア) 鉄筋コンクリート境界杭 (川崎市型)

- ・ 中心型  形状寸法 10×10×60 (cm)
- ・ 側面型  " 10×10×60 (cm)
- ・ 角型  " 10×10×60 (cm)

(イ) 境界プレート(川崎市型)

- ・ 角型  形状寸法 45×45×10 (mm)
- ・ 側面型  " 45×100×15 (mm)

(ウ) 鉄鋌(川崎市型)

- ・ 硬質鉄鋌 形状寸法 20×9×55 (mm)

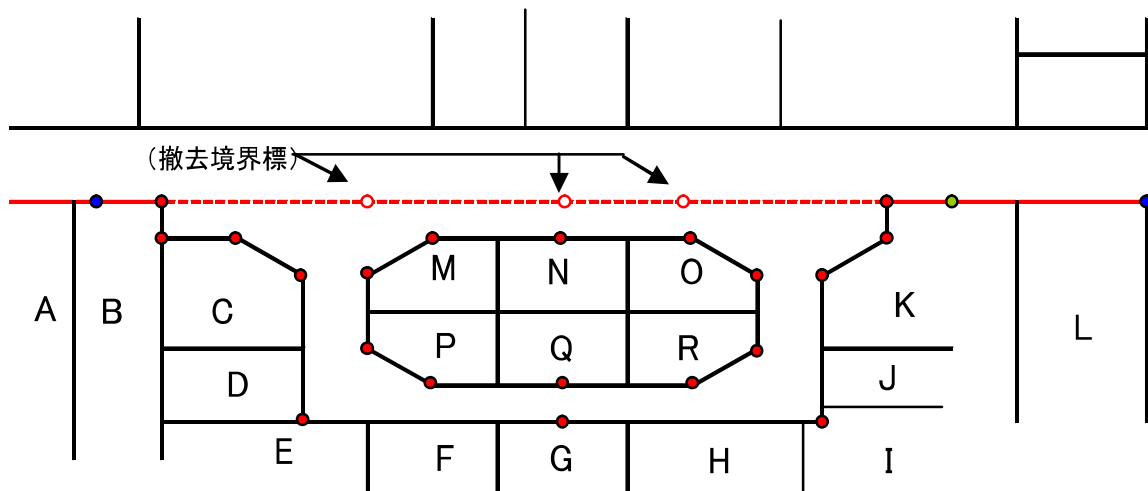
オ 境界標の埋設方法

- (ア) 鉄筋コンクリート境界杭は、原則として頭部の市のマークの切れ目を道水路側に向けること。埋設に当たっては、地形等を考慮すること。通行上支障のある場合は、頭部は地表面に合わせる。また、田畑又は水路においては、頭部は地表から約5cm程度の高さを標準として埋設すること。図-3-1のとおりコンクリート根固め(配合比 セメント1:砂3:砂利6)を行うこと。
- (イ) 境界プレート及び鉄鋌は、頭部の市のマークの切れ目を道水路側に向け埋設し、図-3-2、図-3-3のようにモルタル固め(配合比 セメント1:砂3)を行うものとする。
- (ウ) 埋設した境界標を明確にするために、赤ペンキで境界標の頭部(鉄筋コンクリート杭)を塗ること。

(4) 境界承諾書について

開発行為等で新たに築造された道水路等に隣接・影響のある土地所有者より、承諾書用紙(様式-2)に1筆毎に記名・朱肉捺印(住所については1箇所省略可)を受けること。

◎ 承諾印を受ける例 (新旧対照図の表示法(表-3)参照)
(図-3)



境界標表示一覧表

(表-1)

原図		摘要
表示	サイズ	
○	径2mm	川崎市型道水路官民境界コンクリート杭(中心型)
◎	径2mm 径1mm	川崎市型道水路官民境界コンクリート杭(中心型) (境界確定等申請にて実施したもの)
◎ JR	径2mm 径1mm 内黒塗り	民地境界杭を境界標として使用したもの(中心型) (表-2、所有者明細参照)
⊖	径2mm	川崎市型道水路官民境界コンクリート杭(側面型) (直線における中間点に使用)
⊘	径2mm	川崎市型道水路官民境界コンクリート杭(角型) (屈折部に使用)
⊕	径2mm	川崎市型道水路官民境界プレート
⊕ 民	径2mm	民地界プレートを境界標として使用したもの (表-2、所有者明細参照)
●	径1mm 内黒塗り	川崎市型道水路官民境界鉄釘
● 民	径1mm 内黒塗り	民地界鉄釘を境界標として使用したもの
○ 凶	径1mm	図上点
⊕	径1mm	きざみ
○	径1mm	木杭(仮杭)

◎ 民地境界標を使用した場合の所有者明細(コンクリート杭・プレート)

(表-2)

(※表はコンクリート杭の例。プレートの場合は◎→⊕となる。)

国土交通省	◎ 建	財政局資産運川課	◎ 管	JR各社	◎ JR
神奈川県	◎ 県	上下水道局(水道部)	◎ 水	京浜急行	◎ 京
横浜市	◎ 横	建設緑政局(緑政部)	◎ 環	東京急行	◎ 東
東京都	◎ 都	経済労働局	◎ 経	小田急	◎ 小
稲城市	◎ 稲	教育委員会	◎ 教	京王帝都	◎ 王
町田市	◎ 町	港湾局	◎ 港	臨海鉄道	◎ 臨
多摩市	◎ 多	都市計画開発標杭	◎ 計		
東・中日本高速道路	◎ 公	まちづくり局・市住宅	◎ 築		
首都高速道路	◎ 首				
都市再生機構	◎ 住				

(道路台帳作成要綱より)

◎ 修正箇所図の表示(色分け)について

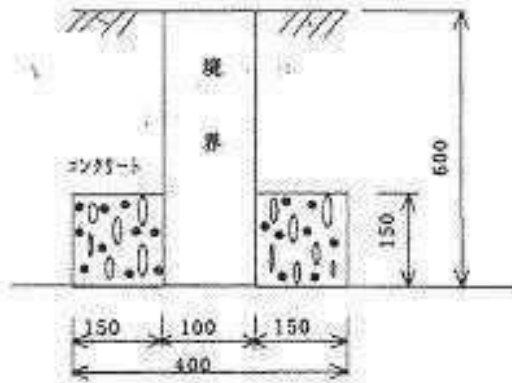
(表-3)

種別	色分	摘要
新規	赤色	新たな位置に境界点を設置した場合や、境界が確定している区間において、中間点を設置した場合。
復元	◎	亡失した境界点を、川崎市道水路台帳平面図に表示された位置に復元した場合。
入替 (嵩上)	緑色 ◎	川崎市道水路台帳平面図に表示された位置に現存する(既設)境界標を、破損、埋没、突出、傾き等の理由により、同じ位置で入れ替えた場合(境界標の種別変更を含む。)
標示替	黄色 ◎	現存する(既設)境界標と、川崎市道水路台帳平面図の標示が異なっている場合
既設	青色 ◎	現存する(既設)境界標で、移動、入替等が生じない場合。

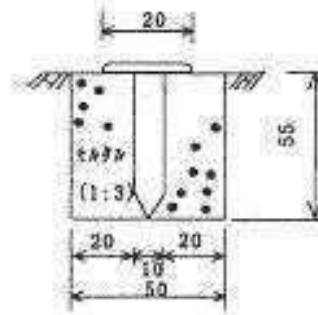
(道路台帳作成要綱より)

境界標の建設方法 (単位: mm)

(図-3-1) 鉄筋コンクリート境界杭



(図-3-2) 鉄 釘



(図-3-3) 境界プレート

